

神戸市フードシェアリングサービス導入費用助成金交付要綱

令和 8 年 8 月 1 日 環境局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、食品販売事業者が負担するフードシェアリングサービスの導入費用に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フードシェアリングサービス 小売店や飲食店等の何もしなければ廃棄されてしまう食品（食品ロス）を、アプリや EC サイト等を通じて安価な価格で販売するサービスをいう。
- (2) 連携事業者 神戸市フードシェアリングサービスの普及促進に関する事業連携協定を締結したフードシェアリングサービス事業者

(助成事業の対象者)

第 3 条 助成事業の対象となる者は、神戸市内の食品販売事業者であって、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 連携事業者が取扱うフードシェアリングサービスを第 6 条に定める助成対象期間（以下、「対象期間」という。）中に初めて導入する者
- (2) 対象期間に、商品を 1 点以上出品した者

(対象経費)

第 4 条 助成事業の対象となる経費は、対象期間に申請者が支払った経費のうち、次の各号のいずれかに該当する費用とする。

- (1) フードシェアリングサービスの導入にあたっての初期登録費
 - (2) 使用料
 - (3) 連携事業者がフードロス商品を初めて出品する際に要する送料
 - (4) その他市長が認めるもの
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。
- (1) 他の補助を受け、経費を実質的に負担していない場合
 - (2) その他、助成金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する場合

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、予算の範囲内で第 4 条各号につき 1.1 万円を上限とする。

(対象期間)

第 6 条 本助成金の対象期間は、令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金等の交付を申請するときは、原則、商品を初めて出品した日の翌月10日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 第4条に定める対象経費の支払いを証明する資料（領収書・支払証明書など）
- (3) 出品を証明する資料（出品日、出品内容が分かるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 本条に規定する手続きは、電子申請システム（e-KOBE）により行うものとする。但し、前項の規定による電子申請によることができない特段の事情がある場合は、その旨を市に申し出た上で、郵送による申請もできるものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金規則第6条による助成金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 助成金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による助成金等の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 助成金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条第1項による助成金の交付決定後、速やかに申請者の振込指定口座に助成金を支払うものとする。

(調査等)

第10条 市長は、助成金の適正な執行と事業の遂行に帰するため、必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(交付の決定の取消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り或其他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 助成の要件を満たさないことが明らかになったとき
- (4) 助成金の交付の内容その他この要綱の規定に違反したとき
- (5) その他、助成金の趣旨及び目的に照らして適當でないと市長が判断する場合

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取り消したときは、速やかに、助成金交付決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により助成金等の交付を取消した場合において、既に助成金等を交付しているときは、期限を定めて助成金等を返還させるものとする。

(施行細則の委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、所管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。